

岩手県病院薬剤師会会則

第1章 名称と事務局

(名称)

第1条 本会は、岩手県病院薬剤師会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を会長の所属する病院又は岩手医科大学附属病院薬剤部に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、岩手県内の病院、診療所、介護保険施設に籍を有する薬剤師の倫理及び学術水準を高め、会員相互の友誼のもと薬剤業務及び職能の向上発展を図り、良質な医療の確保に寄与することで地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 会員の地位向上及び待遇改善に関すること
- 2) 病院、診療所、介護保険施設に勤務する薬剤師の職能の向上に関すること
- 3) 学会、講演会及び研修会等の開催並びにこれらへの協力に関すること
- 4) 災害時における医薬品の確保及び応急活動に関すること
- 5) 機関誌の刊行及び情報提供に関すること
- 6) 病院、診療所、介護保険施設の薬剤師業務に係る情報の交換及び連絡に関すること
- 7) 会員相互の親睦に関すること
- 8) 関係諸団体及び諸官庁との相互協力に関すること
- 9) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 会 員

(会員資格)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- 1) 正会員 岩手県内の病院、診療所、介護保険施設に籍を有し、本会の目的及び事業に賛同する薬剤師
 - 2) 特別会員 正会員以外の薬剤師免許を持ち、本会の目的及び事業に賛同する個人
 - 3) 名誉会員 本会のその目的達成に功労があった者として理事会で推薦し、総会の同意を得た者
 - 4) 有功会員 本会の事業運営上特に功労があった者として理事会で推薦し、総会の同意を得た者
 - 5) 賛助会員 本会の目的に賛同し、賛助会費を納める団体又は個人
- 2 正会員および特別会員は一般社団法人 日本病院薬剤師会の正会員および特別会員になるものとする。
- 3 名誉会長、名誉会員及び有功会員は終身に渡って委嘱することとする。
- 4 賛助会員は本会機関誌の受領と、会長が適当と認めた本会の事業への参加の権利を有するものとする。

(会費等)

第6条 正会員、特別会員及び賛助会員は本会所定の会費を支払う責務を負う。

- 2 正会員と特別会員の会費の額は総会において定める。
- 3 賛助会員は年額10,000円(1口)以上を納めるものとする。
- 4 既納の会費は理由の如何に問わず返還しない。
- 5 名誉会員及び有功会員は会費の納入を要しない。

(会員資格の喪失)

第7条 正当な理由をなくして会費の納入を怠り且つ催告に応じないものは、退会したものとみなすことができる(期間6ヶ月)。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 4名以内 常任理事 若干名 理 事 若干名
監 事 2名

(役員の職務)

第9条 会長は本会を代表し、業務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 常任理事及び理事は会長及び副会長を補佐し、会務を分掌する。
- 4 監事は本会の会務及び会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

(役員の選任)

第10条 会長及び監事は総会において別に定める選挙規程により正会員より選出する。

- 2 副会長及び常任理事、理事は会長が委嘱する。
- 3 理事及び監事は兼任することはできない。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 欠員として補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は第8条に定める定数を下回る場合には、任期満了又は辞任により退任した後も後任者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(名誉会長)

第12条 名誉会長は本会の会長として特に顕著な功績のあった者について、理事会の推薦により総会において決定する。

- 2 名誉会長は会長の諮問に応じて随時意見を述べることができる。
- 3 名誉会長は役員に該当しない。

(顧問及び相談役)

第13条 顧問及び相談役は会長が委嘱する。

- 2 顧問及び相談役は会長の求めに応じ、会務に対する意見を具申することができる。
- 3 顧問及び相談役は役員に該当しない。

第5章 代 議 員

(代議員)

第14条 本会に日本病院薬剤師会の代議員及び補欠の代議員をおく。

- 2 代議員数は日本病院薬剤師会で定める数とし、補欠の代議員はそれと同数とする。
- 3 代議員及び補欠の代議員は別に定める選挙規程により選出する。

第6章 会 議

(会議の種類)

第15条 会議は総会、常任理事会、理事会とする。

(総会の開催と招集)

第16条 総会は、すべての正会員および特別会員をもって構成する。

- 2 総会は毎年1回会長が招集する。但し、会長が必要と認めた時、或いは会員の3分の2の発議があった時には、臨時総会を開催する。

(総会の成立)

第17条 総会は、会員の過半数以上の出席で成立する。但し、委任状を含むものとする。

- 2 名誉会員及び有功会員、賛助会員は総会に出席することができるが、表決権は有しない。

(議長)

第18条 総会の議長は総会に出席した会員より選出する。

(附議事項)

第19条 次の事項は総会に附議しなければならない。

- 1) 事業計画等に関する事
- 2) 財政(予算, 決算, 会費, 寄付金など)に関する事
- 3) 会則の改廃及びそれに伴う附属規程の改廃に関する事
- 4) 会長及び監事などの役員選出
- 5) 名誉会長、名誉会員及び有功会員の決定
- 6) 日病薬代議員の選出

(決議)

第20条 総会における出席者の過半数によって決する。可否同数の場合は議長が之を決する。

(常任理事会及び理事会の開催と招集)

第21条 常任理事会及び理事会は会長が必要に応じ招集する。

- 2 会則に定めなきものは、理事会において協議決定する。

第7章 表 彰

(表彰)

第22条 正会員が次に掲げる各号に該当するときは、岩手県病院薬剤師会表彰規程に基づき、会長が表彰する。

- 1) 学術上顕著な功績があるもの
- 2) 永年にわたり会の運営に寄与し、その発展に尽力したもの

第8章 旅費等の支給

(旅費等)

第23条 諸会議等に参加するための旅費等については、別に定める旅費支給規程に準ずる。

第9章 事業年度

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

附 則

- 本会則は、昭和51年6月26日より施行する。
- 昭和53年6月24日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 昭和55年6月28日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 昭和56年7月11日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 昭和57年6月26日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 昭和63年6月25日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 平成元年6月24日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 平成4年6月27日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 平成8年5月11日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 平成19年6月3日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 平成22年5月15日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 平成24年5月19日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 平成25年5月18日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 令和4年5月21日に改訂し、同日より効力をもつものとする。